

高梁中央図書館建設基本計画

平成24年11月12日

高梁中央図書館建設計画策定委員会

目 次

I	はじめに ～まちづくりの基本方針～	1
II	基本計画策定の考え方	2
	1. 基本計画の背景とこれまでの経緯	2
	2. 基本計画の目的・役割・位置づけ	2
III	新中央図書館の必要性	2
IV	新中央図書館の規模、位置	3
	1. 新中央図書館の規模	3
	2. 新中央図書館の位置	3
V	施設計画	4
	1. 整備方針	4
	2. 各スペースの計画	5
	3. 各スペースの面積	6
VI	管理・運営の基本方針	7

I はじめに ～まちづくりの基本方針～

高梁市は、平成 22 年 3 月に、合併時に策定した新市まちづくり計画を基礎としつつ、より具体的でわかりやすく実効性の高いまちづくりを展開するために、新たに「高梁市新総合計画」を策定し、「ひと・まち・自然にやさしい高梁」を都市像に掲げ、計画的かつ着実に施策・政策を推進することとしました。

都市像

『ひと・まち・自然にやさしい高梁』

基本理念

都市像を実現するために、次の基本理念を掲げ、新しいまちづくりに取り組んでいきます。

『人の知恵とふるさとへの思いを活かしたまちづくり』

『新たな発想や積極的に挑戦する姿勢を大切にすまちづくり』

『自助・互助・公助を基本にした協働と連携のまちづくり』

基本方針

基本理念に基づいて推進する基本方針を次のとおりとして、活力のある夢のもてるまちづくりを着実に実現するため各種施策に取り組んでいます。

- | | |
|---------------|---------------------------|
| 1. 産業・雇用 | 地域産業・地域資源を活かした活力あるまち |
| 2. 環境・防災・社会基盤 | 美しい自然環境と快適な生活基盤が調和した共生のまち |
| 3. 健康・福祉 | 心のつながりを大切に支えあい 助けあう安心のまち |
| 4. 教育・文化・スポーツ | 地域文化と心豊かな人を育むまち |
| 5. 協働・まちづくり | 市民と行政の協働と連携で自立するまち |

この高梁市新総合計画の中で、老朽・狭隘化している高梁中央図書館について、生涯学習の拠点施設として、新しく建設整備していくことにしています。

Ⅱ 基本計画策定の考え方

1. 基本計画の背景とこれまでの経緯

近年における社会構造や経済情勢の変化をはじめ、高度情報化、少子高齢化社会への急激な進展などにより、市民生活を取り巻く環境は大きく変化してきています。

こうした社会の変化に対応するため、生涯学習社会の構築に向けての取り組みの重要性も増してきており、生涯学習の拠点施設である図書館の役割は注目されています。

平成 16 年 10 月に「新高梁市」が誕生し、市域も広大となり、生涯学習と情報の拠点として、新図書館の建設の機運が高まり、平成 17 年 11 月に「高梁中央図書館建設計画策定委員会」が設置され、平成 18 年 12 月には「高梁中央図書館基本構想」が報告されています。

2. 基本計画の目的・役割・位置づけ

(1) 基本計画の目的

この基本計画は、平成 18 年 12 月に報告された「高梁中央図書館基本構想」の内容をより具体的に検討し、示していくことを目的にしています。

(2) 基本計画の役割

この基本計画は、高梁市新総合計画（平成 22 年 3 月策定）、高梁市教育振興基本計画（平成 23 年 3 月策定）及び第 2 次高梁市子ども読書活動推進基本計画（平成 23 年 3 月策定）が示す施策の基本的な考えに基づき、「高梁中央図書館基本構想」の実現のための方策を示すものとします。

(3) 基本計画の位置付け

この基本計画は、現在の高梁中央図書館を新たに建設し、未来へ発展する図書館として、規模・位置、整備方針、各スペースの計画・面積、管理・運営の基本方針等を示し、策定後の基本設計・実施設計に反映させるための計画として位置付けます。

Ⅲ 新中央図書館の必要性

高梁中央図書館は、建設されてから 42 年が経過しており、老朽化・狭隘化が著しく、エレベーターはなく、段差があり、利用可能な駐車スペースも少なく、デジタル情報の提供や活動を行うための情報インフラの整備も困難であり、利用が非常にしにくい施設となっています。

また、現代の図書館は、地域を支える情報拠点として、レファレンスをはじめ、様々なサービスの充実が期待され、乳幼児から高齢者まで、すべての利用者に対応でき、地域情報を発信する機能が求められています。

これらの課題を解消するために、新しい中央図書館を建設する必要があります。

IV 新中央図書館の規模、位置

1. 新中央図書館の規模

- (1) 述べ床面積
述べ床面積は、2,000 m²程度とします。
- (2) 蔵書数
現在の蔵書数に、目標年次（総合計画：平成 31 年）までの図書購入予定数を加えた 140,000 冊にすることとし、それに対応した書庫スペースを確保します。
- (3) 開架冊数
開架スペースの収蔵能力は、蔵書計画の 6 割とし、84,000 冊程度にすることとし、それに対応した開架スペースを確保します。

2. 新中央図書館の位置

新中央図書館の建設位置は、新たに用地を取得するのではなく、現在、市街地にある市有地を利用することを念頭に検討しました。

- (1) 敷地面積による制約
新中央図書館の述べ床面積を 2,000 m²程度としており、一定の広さの敷地面積が必要となります。
- (2) 建設時期による制約
新中央図書館の建設時期は、平成 26 年度末の完成予定になっており、早期着工が必要となります。
- (3) 候補地について
 - (1)・(2)の制約を満たした市有地で、検討をした結果、「高梁バスセンター」及び「文化センター駐車場（文化交流館南側）」の双方を候補地とします。それぞれの評価すべき点、課題とすべき点は、次のとおりです。
 - ① 「高梁バスセンター」について
 - ア 評価すべき点
 - (ア) 公共交通機関を利用したアクセスに優位性があります。
 - (イ) 街なか交流拠点として集客力があります。
 - (ウ) 通学・通勤者の日常的な利用も期待できます。
 - イ 課題とすべき点
 - (ア) J R、バス、街路の騒音が考えられます。
 - (イ) 敷地に余裕がないため、構造を 2 フロアー以上にする必要があります。
 - (ウ) 駐車場について敷地内では不足が予想され、別途確保する必要があります。
 - ② 「文化センター駐車場（文化交流館南側）」について

ア 評価すべき点

- (ア) 騒音が比較的少ないと考えられます。
- (イ) 敷地に、ある程度余裕があるので、建築について自由度があります。
- (ウ) 文化交流館・総合文化会館に隣接し、文化活動の集いの場として期待できます。

イ 課題とすべき点

- (ア) 公共交通機関を利用したアクセスとして、備中高梁駅から徒歩で 15 分かかります。
- (イ) バス停はありますが、バスの便数が少ない状況になっています。
- (ウ) 国道からのアクセスについて、接続する市道が狭い状況になっています。

V 施設計画

1. 整備方針

(1) 安全で快適な施設

安全な敷地環境を整備します。施設内については、本棚の転倒、転落防止をはじめ、耐震、耐火などの安全の確保、防犯への配慮をするとともに、温度、湿度、音など室内環境が快適な施設とします。また、災害時の避難施設としても考慮します。

(2) ユニバーサルデザインなどへの配慮

バリアフリーに配慮した施設整備をはじめ、高齢者、障害者、妊婦、子ども等を含むすべての人が利用に支障のないユニバーサルデザインを取り入れた環境を目指します。

(3) 環境等への配慮

低炭素社会へ対応するため、自然エネルギーの活用等、省エネルギーに配慮した環境にやさしい施設とします。

(4) 図書館の成長、変化に対応できる施設

将来的な機能・サービスの変化等に柔軟に対応できるように、全体として固定壁の少ないレイアウトの変更がしやすい施設とします。

(5) 町並みや景観に配慮

町並みや景観に十分配慮した外観や配置、構造とします。

(6) 駐車場の整備

車で訪れる利用者が利用しやすい駐車場を整備します。

(7) 複合（併設）施設としての整備

複合化する場合には、それぞれの施設の機能を生かし、より大きな効果が発揮できるように努めます。

2. 各スペースの計画

(1) 開架スペース（一般）

- ① 一般用の開架図書数 58,000 冊が配架できるスペースを確保します。
- ② 新聞・雑誌を閲覧できるブラウジングコーナーを設置します。
- ③ CDやDVDなどAV資料を配架する視聴覚コーナーを設置します。
- ④ 館内パソコンや持参のパソコンが利用できるパソコンコーナーを設置します。
- ⑤ 対面朗読室を設置します。
- ⑥ 館内で調査や学習のできる学習室を設置します。
- ⑦ 多人数用、個人用閲覧席を配置します。
- ⑧ 郷土資料や高粱を案内する高粱コーナーを設けます。
- ⑨ 総合案内、登録、貸出、返却、レファレンスを行うサービスカウンターを設置します。

(2) 開架スペース（児童）

- ① 児童用の開架図書数 26,000 冊が配架できるスペースを確保します。
- ② 大型絵本や紙芝居、読み聞かせができる子どもの部屋を設置します。
- ③ 親子で利用できる閲覧席を配置します。

(3) 閉架スペース

- ① 閉架図書 56,000 冊が分類配架できるスペースを確保します。
- ② 歴史的資料等を保管する収蔵室を設置します。

(4) 移動図書館及び配本業務スペース

- ① 移動図書館車が容易に出入りできる車庫スペースを確保します。
- ② 移動図書館用の図書、書架の保管や入替業務のできるスペースを確保します。

(5) 交流・研修スペース

- ① 会議室や協働を進める活動室を設置します。
- ② 交流会や研修会、展示会等に利便性の高い多目的室を設置します。

(6) 共用スペース

- ① 授乳室を設置します。
- ② ユニバーサルデザインに配慮した便益施設にします。

3. 各スペースの面積(目安)

項 目	各 コ ー ナ ー	面積 (目安)
開架スペース (一般)	一般開架スペース	800 m ²
	ブラウジングコーナー	
	視聴覚コーナー	
	パソコンコーナー	
	対面朗読室	
	学習室	
	閲覧席	
	高梁コーナー	
	サービスカウンター	
開架スペース (児童)	児童開架スペース	250 m ²
	子どもの部屋	
	閲覧席	
閉架スペース	閉架室	200 m ²
	資料収蔵室	
移動図書館・配本 業務スペース	車庫スペース 業務スペース	60 m ²
交流・研修スペース	会議室	140 m ²
	活動室	
	多目的室	
共有スペース	授乳室	380 m ²
	男女別トイレ、多目的トイレ	
	幼児用トイレ	
	エレベーター・階段・機械室	
その他管理スペース	事務室 (ロッカー、給湯室、印刷室等)	170 m ²
計		2,000 m ²

VI 管理・運営の基本方針

1. 施設の管理運営

利用者が求める多様なニーズを幅広く把握し、図書資料を的確に収集・整備し、提供するとともに、本市の貴重な歴史的資料、郷土資料、行政資料の保存を継続的に行うため、市直営を基本とします。

2. 職員体制

新中央図書館の運営には、専門職員の充実と専門職員を核とする職員体制が重要であり、図書館司書の配置による専門性を図るとともに、業務内容、開館時間、施設、規模に応じた職員配置を行います。

3. 開館日等の検討

新図書館の役割やサービスを考慮し、多くの市民が利用しやすい開館日、開館時間を検討します。

4. 図書館ネットワーク

市内図書館・図書室とのネットワークの活用、県立図書館との連携、他市町村との相互貸借を一層推進するとともに、市内の大学や学校図書館等とのネットワーク化を検討します。

5. 図書館協議会

図書館の運営にあたっては、学識経験者や学校教育関係者、社会教育団体の代表者等で構成されている図書館協議会で検討された意見を尊重していきます。

6. 市民との協働

本の読み聞かせをはじめ、図書館の運営やサービスの提供に市民の参加を求めて、開かれた魅力ある図書館にしていきます。